

## [事案 2024-66] 新契約取消等請求

・令和7年5月13日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年8月に医療保険（契約①）と収入保障保険（契約②）を契約し、同年12月に契約①②を解約したうえで、医療保険（契約③）と収入保障保険（契約④）の申込を行った。しかし、以下等の理由により、契約③④を取り消し、契約①②を復旧してほしい。

(1) 自分は、契約③④の申込手續の際には加入の意思がなく、保険会社が審査をした後に、再度自分が加入の可否を検討し承諾の意思を示すことで契約が成立するものと考えていた。

自分は加入の可否について承諾していないから、契約③④は成立していない。

(2) 自分には、契約③④について錯誤があった。

(3) 募集人の募集行為は、拙速かつ不十分な説明によるものである。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 契約③④について、契約の際の面談においても、契約後の面談においても、申立人が契約の意思を欠いていたとは認められず、錯誤も認められない。

(2) 本件にかかる募集行為は、拙速なものではなく、不十分な説明によるものでもなく、不当な乗換募集にもあたらない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手續

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手續の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手續を終了した。